

「熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」素案について

I 条例制定の趣旨

- 熊本県では、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」に基づき、様々な社会的障壁を取り除く取組が進められてきました。しかしながら、障害者が、自らの障害の特性に応じた意思疎通手段を選択し、これを利用する機会が十分に確保されているとはいえない状況があります。
- なかでも、手話にあっては、ろう教育において口話教育が導入されたことなどにより、長年にわたり言語として認められず、使用できる環境も整えられなかったため、ろう者が多くの困難を強いられてきた歴史があります。
しかし、近年、障害者の権利に関する条約の批准により手話が言語であると位置づけられるなど、障害の特性に応じた意思疎通手段の環境の整備が求められています。
- よって、共生社会の実現を目指し、言語としての手話の普及及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用促進を図るため、条例を制定することとします。

II 条例の主な内容

1 目的（第1条）

手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、県民の手話及び障害者に対する理解の促進を図り、全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とします。

2 定義（第2条）

① 手話言語の普及

手話が言語の一つであることを普及することをいいます。

② ろう者

聴覚に障害がある者であって、手話を使用して日常生活又は社会生活を営むものをいいます。

③ 障害者

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例第2条第1項^{*1}に規定する障害者をいいます。

④ 意思疎通手段

手話、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、音訳、代読、代筆、触手話、指点字、代用音声（喉頭摘出等により使用するもの）、平易な表現、絵図、コミュニケーションボード、重度障害者用意思伝達装置その他の障害者が他者との意思疎通を図るための手段をいいます。

⑤ 支援者

手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳、点訳又は音訳を行う者その他の障害者と他者との意思疎通を支援する者をいいます。

3 基本理念（第3条）

手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進を行うに当たっての基本理念を以下のとおり定めます。

- (1) 手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行うこと。
- (2) 手話言語の普及は、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行うこと。
- (3) 意思疎通手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用することの重要性を認識し、その選択の機会の確保と利用の機会の拡大が図られること。

4 責務及び役割（第4条～第7条）

県の責務（第4条）

- (1) 県は、基本理念にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策を推進するものとします。
- (2) 県は、事務・事業を行うに当たり、障害者が障害の特性に応じた意思疎通手段を利用できるようにするための必要かつ合理的な配慮をしなければならないこととします。

県民の役割（第5条）

県民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、県が実施する手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

事業者の役割（第6条）

- (1) 事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとします。
- (2) 事業者は、事業を行うに当たり、障害者が障害の特性に応じた意思疎通手段を利用できるようにするための必要かつ合理的な配慮をしなければならないこととします。

障害者等の役割（第7条）

障害者等^{※2}は、基本理念に対する県民の理解を深めるために必要な啓発及び知識の普及に努めるものとします。

5 施策の策定及び推進（第8条）

- (1) 県は、都道府県障害者計画^{※3}において、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本的施策について定め、総合的かつ計画的に推進するものとします。
- (2) 県は、基本的施策を推進するため、障害者関係団体との間において、情報及び意見の交換を行うものとします。
- (3) 県は、基本的施策について定め、総合的かつ計画的に推進するに当たって、障害者関係団体から聴取した情報及び意見を勘案するとともに、熊本県障害者施策推進審議会の意見を聴くものとします。

6 施策の基本的事項（第9条～第13条）

啓発及び学習の機会の確保（第9条）

- (1) 県は、県民が手話言語の普及の重要性に対する理解を深めることができるよう、手話言語の普及に関する啓発に努めるものとします。
- (2) 県は、県民が障害の特性に応じた意思疎通手段に対する理解を深めることができるよう、市町村その他の関係機関と協力し、啓発及び学習の機会の確保に努めるものとします。

情報の発信等（第10条）

- (1) 県は、障害者が県政に関する情報を円滑に取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、情報通信技術の活用に配慮しながら、障害の特性に応じた意思疎通手段による情報の発信を行うものとします。
- (2) 県は、災害その他非常の事態において、障害者が障害の特性に応じた意思疎通手段により、必要な情報を速やかに取得し、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう、市町村その他の関係機関と連携して必要な措置を講じるものとします。

人材の養成等（第11条）

県は、必要な支援者が確保されるよう、市町村その他の関係機関と協力し、支援者及びその指導者の養成に努めるとともに、障害者が支援者の派遣等による意思疎通の支援を適切に受けられることができる体制の整備に努めるものとします。

学校等の設置者の取組（第12条）

- (1) 学校等^{※4}の設置者^{※5}は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段に対する児童等^{※6}の理解の促進に努めるものとします。
- (2) 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を必要とする児童等が通学通園する学校等の設置者は、当該児童等が必要な意思疎通手段により学習することができる環境を整備するとともに、当該学校等の教職員の意思疎通手段に関する知識及び技能を向上させるために必要な措置を講じるものとします。

- (3) 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を必要とする児童等が通学通園する学校等の設置者は、当該児童等の保護者からの学校等における意思疎通手段の利用に関する相談への対応及び支援を行うものとします。

事業者に対する協力（第13条）

県は、事業者が行う障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する活動を支援するため、事業者に対し、必要な情報の提供、助言その他の協力を行うよう努めるものとします。

7 財政上の措置（第14条）

県は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

8 その他

この条例の施行期日は、令和4年4月1日を予定しています。

【注釈】

※1 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」第2条第1項

→この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病による障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

※2 障害者等

→障害者、障害者関係団体、支援者のこと

※3 都道府県障害者計画

→くまもと障がい者プラン（熊本県障がい者計画）のこと

※4 学校等

→幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、幼保連携型認定こども園、保育所のこと

※5 学校等の設置者

→県、市町村、学校法人、社会福祉法人等のこと

※6 児童等

→児童、生徒又は幼児のこと